

# 一般社団法人ホワイトハンズ定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ホワイトハンズと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県新潟市西区松美台 8 番 69 号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、全ての人が、年齢や性別、国籍や民族、病気や障害の有無に関わり無く、生涯にわたって自己の「性に関する尊厳と自立」を保持できる社会の実現に寄与することを目的とし、その目的に資するための活動を「性護」と称し、次の事業を行う。

- (1) 性護の調査研究事業
- (2) 性護のサービス事業
- (3) 性護に関する資格検定事業
- (4) 性護に関する教育・啓蒙事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告によって行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 死亡したとき

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

### 第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に理事1名以上2名以内を置く。

2 理事のうち、1名を代表理事とする

### 第5章 計算

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの1年を1期とする。

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第6章 解散

(残余財産の帰属)

第12条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第7章 補則

(委任)

第13条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第14条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名)

第15条 当法人の設立時の社員の氏名は次のとおりである。

坂爪 真吾

佐藤 幸子

以上、一般社団法人ホワイトハンズを設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成23年10月21日

設立時社員 坂爪 真吾 印

設立時社員 佐藤 幸子 印